

申立人らは、2009年7月3日付で証人申請を本審判廷に対して行いました。証人として申請された者は32人で、全員について審判廷への同行の意思有りとされていました。この中には本審判廷審判員も含まれていたため問うたところ、証人として審判廷に出廷する意思を問われたこともなく、その表明を行ったこともないとのことでした。本審判廷では証人申請そのものに疑義が生じたため、証人申請されている32人の内、申立代理人2人と審判員2人を除く28人に、以下の問い合わせを行いました。

- ① これまでに本申立について申立人やその他関係者に証言する意思表示をしたことありますか。ある場合、いつごろだれにどのように意思表示したかお書きください。
- ② 本申立においてあなたが証人として申請されていることを知っていましたか。
- ③ 現時点で、証人として証言する意思がありますか。

この結果、28人中27人から期限内に回答があり、内25人が①については「ない」、②についても「知らなかった」、③についても「ない」との回答でした。他の2人の内1人が証言の意思表示をしたことがあると答え、もう1人のものは回答になっていました。また、申請されている証人のうち1人は、氏名が間違って記載されていました。この結果、本審判廷は申立人に、この経緯についての説明を文書で提出するよう求めましたが、8月16日付で提出された申立人の文書は説明の体をなしていました。よって、本審判廷は、申立人らの審判申立そのものに対する姿勢に大きな疑問を抱かざるを得ません。

なお、当該証人申請は、証言の必要が認められないため、すべて不許可としました。

4 判断

被申立人がAさんらに対して性的虐待行為を繰り返したことについての事実認定について、申立人らは大阪高等裁判所の判決を根拠とし、また京都教区の教区会報告等を証拠として挙げていますが、地方裁判所での提訴から最高裁判所判決に至るまで、及びそれ以降も、被申立人は当該行為について否認していました。しかし、京都教区独自の調べによれば、2005年11月20日、京都教区主教に対して一部を認め始め、2007年11月2日にAさんら4人に対する性的加害の事実を部分的にではありますが認めました。性的虐待行為に関するでは、何を事実認定の根拠とするかは別として、本審判廷は申立人らの主張の通り、被申立人が終身停職に相当する重罪を犯したと判断します。

しかしながら、日本聖公会法規第210条に、懲戒申立の時効についての規定があり、非常に不本意ながら、性的虐待行為については時効が成立しています。申立人は時効に関して、被申立人が過去の行為に関して反省もしていないことを理由として、申立時点でもいわゆるみだらな行為が継続しており、時効は適用できないと主張しています。過去の行為について反省していないことに関して教会として懲戒の対象とすべきという主張は心情的には理解できますが、反省をしているかどうか判断するための客観的基準が存在するとは言いがたく、また、反省していないことが法規第198条に言うところの「した行為または一